

空家の家財道具等を処分する費用を補助します

大鰐町では空家及び今後空家になる見込みのある建物について、不用品の処分や草刈りなどを行う方に対して最大30万円の助成を行う「令和6年度大鰐町空家等家財道具等処分費補助金」を交付します。

○補助の対象

空家の不用品の処分費（すべての不用品が対象になります。）

空家の敷地内の草刈りなど（樹木伐採やハチの巣の撤去なども含みます。）

○補助の金額

補助対象金額の3分の2以内の額で最大30万円（千円未満の額は切り捨て。）

例：家財の処分費に合計60万円がかかった場合 **30万円**

草刈りなど外観の手入れを行い、合計10万円がかかった場合 **6万6千円**

○補助の対象となる方や建物

- ・空家の所有者（登記簿謄本に記載されている方。未登記の場合は固定資産台帳に所有者として記載されている方。またはその相続人。）
- ・暴力団員でない方
- ・弘前圏域空き家・空き地バンクに2年以上登録できる建物又はすでに登録されている建物

○補助の対象とならない方や建物

- ・町税等の滞納がある方
- ・同様の内容の補助金を受けられた方（予定も含めます。）
- ・補助の申請を行う前に実施した方
- ・補助金交付後、申請者等の3親等以内の親族に貸し出し及び売買するもの
- ・令和7年3月31日までに工事が完了しない場合
- ・本年度以前に空家関係の補助金の交付を受けている場合
- ・特定空家等に判定された危険な建物（対象の建物の所有者には当町より特定空家等判定通知書が送られます。）

○募集期間

- ・令和6年6月3日（月曜日）～令和6年12月27日（金曜日）

※先着順となります。ご注意ください（募集多数の場合、お待ちいただく場合があります。）

- ・遠方にお住まいの方は郵送でも受け付けます。

○お問い合わせ先○

大鰐町役場 建設課：0172-55-6594（空家の家財撤去をしたいとお伝えください）